

2 1 生活衛生対策

〔現況及び施策の方向〕

1 生活衛生対策

県民の日常生活に密接な関係がある生活衛生関係施設の衛生環境を確保するため、監視指導を実施するとともに、財団法人広島県生活衛生営業指導センターを通じて生活衛生関係事業者の経営の健全化を促進し、併せて、消費者の利益の擁護に努める。

公衆浴場は住民の保健衛生上欠くことのできない施設であるため、設備改善資金などの助成を行うことにより、経営の安定化と公衆浴場の確保に努める。

2 水道整備対策

本県における水道普及率は、平成 21 年度末 93.6%で、全国平均の 97.5%に比べ 3.9 ポイント下回っている。

このため、市町が実施する水道施設の整備について、国庫補助制度を活用した水道未普及地域解消事業、簡易水道再編推進事業及び県営水道用水供給事業からの受水体制の整備を推進する。

また、飲用水の安定給水や安全を確保するため、地震や濁水など災害に強い水道施設整備の促進を図るとともに、水道施設等の立入検査を実施し、適正な施設管理、水質管理等について監視・指導を行う。

第1表 水道普及率の推移

(単位 %)

区 分		平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度
普及率	県	93.6	93.4	93.2	93.0	92.8
	全 国	97.5	97.5	97.4	97.3	97.2

3 動物愛護対策

動物愛護思想の普及啓発、動物による人身等への危害防止、野犬の保護、動物取扱業の監視指導及び危険な動物（特定動物）の飼養施設の監視指導等を行い、住み良い生活環境づくりを図る。

〔事業の内容〕

1 生活衛生対策

(1) 生活衛生関係施設の監視指導（予算額 989 千円）

理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場、クリーニング所、特定建築物及び墓地等の監視指導を計画的に実施し、衛生水準の向上を図る。

なかでも、レジオネラ症の発生を防止するため、公衆浴場、旅館業の入浴施設について、重点的に指導することとする。（昭和 22 年度創設）

第2表 生活衛生関係施設監視指導状況

(単位 か所, 件)

年度	区分	理容所	美容所	興行場	旅館	公衆浴場	クリーニング所	特定建築物	墓地その他
22	施設数	165	247	1	61	23	164	28	9,944
	監視指導延件数	5	10	3	14	9	42	9	31
21	施設数	248	361	2	99	40	231	40	10,925
	監視指導延件数	104	139	3	59	20	7	92	21
20	施設数	340	456	3	165	57	283	55	13,283
	監視指導延件数	41	57	1	109	53	112	103	60

(注) 1 H22年度は大竹市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町及び安芸太田町が対象。

H21年度は府中市, 大竹市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町及び神石高原町が対象。

H20年度は府中市, 庄原市, 大竹市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町及び神石高原町が対象。

2 その他とは, 火葬場及び納骨堂をいう。

(2) 生活衛生関係営業の育成指導 (予算額 22,356 千円)

生活衛生関係営業の経営の健全化, 振興等を通じて, その衛生水準の向上を図るとともに, 消費者等の利益を擁護するため, 財団法人広島県生活衛生営業指導センターが行う事業に対し助成する。(昭和56年度創設)

・ 生活衛生営業指導センター補助金

(財)広島県生活衛生営業指導センターが生活衛生営業相談室を設置し, 経営指導員, 経営特別相談員による経営, 融資, 衛生面等の相談指導を行うとともに, 講習会の開催, 消費者からの苦情処理, 広報紙の発行による情報提供等を行う事業に助成する。

第3表 生活衛生営業指導センターへの補助金交付状況

(単位 千円)

区分	平成23年度(予定)	平成22年度	平成21年度
生活衛生営業指導センター補助金	22,282	21,824	23,048

[負担割合 県1/2, 国1/2]

(ただし, 平成23年度補助額のうち1,054千円については, 単県補助分である。(平成22年度は1,261千円))

(3) 公衆浴場確保対策事業 (予算額 9,120 千円)

公衆浴場の確保を図るため, 設備改善補助, 施設整備資金利子補給費補助等の措置を講じ, 経営の安定化, 衛生水準の維持向上に努める。(昭和48年度創設)

第4表 一般公衆浴場利用者及び入浴料金状況

(単位 施設, 人, 円)

区分	施設数	平均入浴人員	入浴料金 (円)			施行日
			大人	中人	小人	
平成22年度	86	—	400	150	70	20.1.1
平成21年度	88	91	400	150	70	20.1.1
平成20年度	92	97	400	150	70	20.1.1

(注) 1 広島市, 呉市, 福山市を含む。

2 施設数は年度末数を示す。

3 入浴人員は, 1施設1日当たりの平均人員 (前年度実績)

第5表 一般公衆浴場施設整備資金利子補給費補助金交付状況

(単位 件, 円)

区 分	件 数	補 助 金 額
平成 23 年度 (予定)	13	4,193,297
平成 22 年度	13	4,429,715
平成 21 年度	14	4,996,581

第6表 一般公衆浴場設備改善補助金交付状況

(単位 円)

区 分	件数	補助金額	摘 要
平成 23 年度 (予定)	17	4,483,000	給湯用ボイラー3件 ろ過機3件 温水器2件 煙突3件 配管設備2件 浴室タイル1件 空調設備2件 バーナー1件
平成 22 年度	6	1,363,399	給湯用ボイラー1件 温水器1件 配管設備2件 ろ過機1件 熱交換器1件
平成 21 年度	11	3,244,847	給湯用ボイラー5件 温水器1件 配管設備2件 浴室タイル1件 空調設備1件 バーナー1件

(注) 広島市, 呉市, 福山市を含む。

[負担割合 県1/4, 市町1/4, 設置者1/2]

(4) クリーニング師の試験及び免許 (予算額 90千円)

クリーニング師の免許取得に係る試験を実施するとともに, 合格者に免許を与える。(昭和26年度創設)

第7表 クリーニング師試験結果及び年度別新規免許交付者数

(単位 人, %)

区 分	受 験 者	合 格 者	合 格 率	免 許 交 付 者
平成 22 年度	23	20	87.0	20
平成 21 年度	38	37	97.4	32
平成 20 年度	52	46	88.5	44

2 水道整備対策 (予算額 3,403千円)

(1) 水道事業の認可等

県内の水道事業 (給水人口 5万人以下に限る) の創設認可, 変更認可及び廃止許可を行う。(昭和33年度創設)

また, 事業内容の軽微な変更, 事業全ての譲り受けに伴う事前届出及び事業の譲り渡しに伴う事業廃止届の受理を行う。(変更認可等に係る手続きの簡素化を図るため, 平成14年度から制度改正)

第8表 水道事業の認可等の状況

(単位 件)

区 分	上 水 道					簡 易 水 道				
	創設	変 更		廃 止		創設	変 更		廃 止	
		認可	届出	許可	届出		認可	届出	許可	届出
平成 22 年度	0	1	2	0	0	0	1	1	0	0
平成 21 年度	0	0	2	0	0	0	3	2	1	2
平成 20 年度	0	1	0	0	0	0	9	3	0	1

(2) 水道施設管理指導

ア 水道施設維持管理指導

水道施設等の適正な維持管理を行い、安全な水の安定供給を確保するため、立入検査等を計画的に実施し、衛生対策や危機管理対策の強化を図る。

(ア)水道施設の適正管理指導

水道水の安全性と安定的な供給の確保を図るため、水道施設（専用水道を含む）に対する立入検査を実施し、適正な施設の維持管理及び水道法の遵守について指導する。

(イ)簡易専用水道の適正管理指導

適正な維持管理を確保するため、簡易専用水道に対する立入検査及び定期検査の受検指導を実施する。

(ウ)飲用井戸等の衛生対策指導

飲用に供する井戸及び水道法の規制対象とならない小規模水道施設の衛生確保を図るため、市町と協力して啓発・指導を実施する。

イ 水道水質管理指導

水道水質基準の確保等を図るため、広島県水道水質管理計画(平成16年2月改定)に基づく水質の監視、県と水道事業者との化学物質情報共有体制の整備など、円滑な水質管理を指導する。

(3) 水道施設整備指導等

ア 水道整備計画調査指導等

水道普及の促進を図るため、水道整備計画等に係る市町への助言・指導を行う。

(ア)水道整備基本構想及び広域的水道整備計画調査指導等

水道事業者等に対し、水道を整備するための基本計画、施設形態、建設財源等について技術的な助言・指導を行う。

(イ)水道普及促進指導等

衛生的な飲用水の確保が必要な地域において、水道施設の整備を推進しようとする市町に対し、水道法上の手続きや国庫補助制度の活用等について助言・指導を行う。

(ウ)簡易水道事業統合指導等

経営の効率性、経営基盤の強化を図るため、簡易水道事業の統合について助言・指導を行う。

イ 水道施設整備事業指導監督

市町が実施する国庫補助対象施設整備事業の円滑・適切な執行を図るため、指導監督を行う。

(ア)簡易水道等施設整備事業

a 一般簡易水道等施設整備事業

市町が簡易水道等施設の新設、拡張等を行う事業（昭和27年度創設）

対象：9市1町（19事業）

b 離島簡易水道等施設整備事業

離島市町が簡易水道等施設の新設、拡張等を行う事業（昭和32年度創設）

対象：なし

第9表 簡易水道等施設整備事業実施状況

(単位 件, 千円)

区 分	一般簡易水道等施設整備事業			離島簡易水道等施設整備事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
平成23年度(予定)	19	2,425,496	904,165	0	0	0
平成22年度	20	2,390,395	872,108	0	0	0
平成21年度	27	3,003,760	1,102,850	1	250,000	125,000

[負担割合 国1/4~1/2, 市町1/2~3/4]

(イ)水道水源開発等施設整備事業

- a 水道水源開発施設整備事業 (昭和42年度創設)
ダム等水道水源開発のための施設及び関連施設の整備事業
対象: 1ダム 1市 (1事業)
- b 水道広域化施設整備事業 (昭和42年度創設)
対象: 県及び1市 (2事業)
- c 高度浄水施設等整備事業 (平成3年度創設, 平成7年度改正)
対象: 1市 (1事業)
- d ライフライン機能強化等事業 (平成15年度再編)
 - (a)緊急時給水拠点確保等事業 (平成3年度創設)
対象: 1市 (1事業)
 - (b)水道管路耐震化等推進事業 (平成2年度創設, 平成6年度改正, 平成21年度改定)
対象: 3市 (4事業)

第10表 水道水源開発施設整備事業及び水道広域化施設整備事業実施状況

(単位 件, 千円)

区 分	水道水源開発施設整備事業			水道広域化施設整備事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
平成23年度(予定)	1	34,176	17,088	2	327,000	109,000
平成22年度	1	45,000	22,500	3	1,471,900	490,300
平成21年度	1	45,000	22,500	3	1,354,500	43,141

[負担割合 国1/4~1/2, 市町1/2~3/4]

第11表 高度浄水施設等整備事業及びライフライン機能強化等事業実施状況

(単位 件, 千円)

区 分	高度浄水施設等整備事業			ライフライン機能強化等事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
平成23年度(予定)	1	96,000	24,000	5	544,610	151,034
平成22年度	1	36,936	9,234	4	889,579	265,319
平成21年度	1	135,592	43,141	9	1,052,364	274,241

[負担割合 国1/4~1/3, 市町2/3~3/4]

3 動物愛護対策（予算額 98,562 千円）

平成 20 年 3 月に策定した「広島県動物愛護管理推進計画」に基づき、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に努める。

(1) 動物保護管理事業（予算額 57,612 千円）

・ 野犬の保護等

野犬の保護業務により、犬による危害防止に努めるとともに、負傷疾病犬等の收容措置を実施する。また、動物愛護思想の普及啓発を図るため、動物愛護教室を拡充強化する。

(2) 動物愛護事業（予算額 40,950 千円）

ア 犬・ねこの引取等

動物愛護センターにおいて、不用犬・ねこの引取りを実施し、動物の適正な取扱いの徹底を期する。（昭和 55 年度創設）

第 12 表 犬・ねこ引取等実施状況

(単位 頭)

区 分	引 取			保護指導	返 還	譲 渡	負傷疾病犬等收容措置	
	定点回収	そ の 他	小 計					
平成 22 年度	犬	627	761	1,388	657	24	219	25
	ね こ	2,087	1,034	3,121	78	4	39	54
	計	2,714	1,795	4,509	735	28	258	79
平成 21 年度	犬	795	922	1,717	563	14	147	29
	ね こ	2,194	1,011	3,205	48	4	22	61
	計	2,989	1,933	4,922	611	18	169	90
平成 20 年度	犬	772	1,208	1,980	639	15	151	22
	ね こ	2,410	1,244	3,654	63	8	33	41
	計	3,182	2,452	5,634	702	23	184	63

(注) 広島市、呉市、福山市を除く。

イ 特定動物の飼養許可指導

「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和 48 年法律第 105 号)に基づき、特定動物の飼養を許可するとともに、適切な飼養を指導する。(平成 18 年度創設)

第 13 表 特定動物飼養状況 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

(単位 件, 頭)

区分	おながざる科	くま科	かみつきがめ科	ボア科	コブラ科	くさりへび科	アリゲーター科	計
許可件数	4	0	3	4	—	1	2	14
飼養頭数	6	0	4	5	—	20,000	2	20,017

(注) 広島市、呉市、福山市を除く。

ウ 動物取扱業の登録指導

「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和 48 年法律第 105 号)に基づき、動物取扱業の登録をするとともに、動物の適正な取扱いを指導する。(平成 12 年度創設, 平成 18 年度改正)

第14表 動物取扱業登録施設数（平成23年3月31日現在）

（単位 件，施設）

区 分	販売	保管	貸出し	訓練	展示	実施設数
平成22年度	163	188	1	24	20	305
平成21年度	153	172	0	21	18	287
平成20年度	138	154	0	18	16	259

（注）広島市，呉市，福山市を除く。